

第2-1号様式（平成29年度） チェックリスト（在来工法用）

工事する予定のメニューの□にチェックを入れ、確認事項をよく読んだうえで、チェック欄の□にチェックを入れてください。
 全てにチェックが入らなければ、補助対象工事として認められません。

メニュー		確認事項	チェック欄
□	①根継ぎ等による土台又は柱等の劣化、蟻害の修繕	ア 劣化した床組の修繕等、構造耐力上主要な部分ではない部分（大引、根太、束等）のみを修繕するものではない。	□はい
		イ 既存の部材と補強部材の継手部分は、構造耐力上有効に接合する。	□はい
		ウ 劣化した部材全てを健全な部材に交換するものである。	□はい
□	②水平方向、垂直方向等の歪みの補正	ア 歪みは、下げ振りや水準器等により複数箇所測定した。 現在の歪み⇒ 約 /1,000 （目標値6/1,000）	□はい
		イ ごく一部の建具の立て付けが悪い等、局部的な歪みを補正するものではない。	□はい
□	③基礎のひび割れ等の補修	ア ひび割れをモルタル等で埋めるものではなく、エポキシ樹脂の注入や炭素繊維補強等で補修を行い、基礎の耐力の回復が期待できるものである。	□はい
		イ 束石を補修するものではない。	□はい
□	④屋根の軽量化	ア 次のいずれかに該当するものである（チェックしてください）。 □ 非常に重い屋根（土葺瓦）から重い屋根（桟瓦葺等）への葺き替え □ 非常に重い屋根（土葺瓦）から軽い屋根（金属板等）への葺き替え □ 重い屋根（桟瓦葺等）から軽い屋根（金属板等）への葺き替え	□はい
		イ 下屋を含めた屋根全て（庇は除く。）を軽量化するものである。 下屋について⇒ □ 今回軽量化する □ 既に軽量化済み □ 下屋なし	□はい
□	⑤建築物の四隅等への耐震壁の設置	ア 各階の桁方向又は梁間方向のいずれか1方向又は2方向で耐力が向上するものである。	□はい
		イ 耐震壁は、出隅部分や4分割法における側端部分（※）に概ね釣合いよく設置する（耐震診断に基づき、地震に対する安全性を向上させるよう有効に設置する場合はこの限りでない）。	□はい
		ウ 耐震壁の長さは、筋交いによる補強の場合にあつては90cm以上、面材による補強の場合にあつては60cm以上である。	□はい
		エ 耐震壁は、梁や土台等の横架材まで達するものである。	□はい
		オ 耐震壁は、基礎のある箇所に設置する。	□はい
□	⑥屋根構面又は2階床組若しくは小屋組の水平構面の強化	ア 1階の床組を対象に含めていない（対象部位をチェックしてください）。 □ 屋根構面 □ 2階床組の水平構面 □ 小屋組の水平構面	□はい
		イ 屋根構面、水平構面の強化はいずれかによるものである（チェックしてください）。 □ 構造用合板 □ 火打ち梁（屋根構面には使えません。）	□はい
□	⑦有筋の基礎の増設	ア 鉄筋コンクリート造による基礎を増設するものである。	□はい
		イ 増設する基礎には底盤（フーチング）を設けている。	□はい
□	⑧シェルターの設置	ア 住宅の主たる居住空間（居間等）にシェルターを設置するものである。	□はい
		イ 第三者機関等により認められたシェルターを設置するものである。	□はい
		ウ シェルターを設置しても、採光、通風、天井高さ等の居室の環境は著しく損なわない。	□はい
		エ 耐震ベッドの設置ではない。	□はい
□	⑪外壁等の劣化部分の修繕	ア ①から⑧までのいずれかのメニューと併せて行う。	□はい
□	⑫土管の撤去	ア ①、③又は⑦のいずれかのメニューと併せて行う。	□はい
□	⑬防蟻処理	ア ①、③又は⑦のいずれかのメニューと併せて行う。	□はい

※「4分割法における側端部分」とは、建築物の全長を4分割した際の端の部分のいう。

第2-2号様式（平成29年度） チェックリスト（伝統構法用）

工事する予定のメニューの□にチェックを入れ、確認事項をよく読んだうえで、チェック欄の□にチェックを入れてください。

全てにチェックが入らなければ、補助対象工事として認められません。

メニュー		確認事項	チェック欄
□	⑨根継ぎ等による土台又は柱等の劣化、蟻害の修繕	ア 劣化した床組の修繕等、構造耐力上主要な部分ではない部分（大引、根太、束等）のみを修繕するものではない。	□はい
		イ 既存の部材と補強部材の継手部分は、構造耐力上有効に接合する。	□はい
		ウ 劣化した部材全てを健全な部材に交換するものである。	□はい
□	⑩水平方向、垂直方向等の歪みの補正	ア 歪みは、下げ振りや水準器等により複数箇所測定した。 現在の歪み⇒ 約 /1,000 （目標値 10/1,000）	□はい
		イ ごく一部の建具の立て付けが悪い等、局部的な歪みを補正するものではない。	□はい
□	⑪礎石等の基礎の補修	ア 柱脚部を巻き込んだコンクリートの増し打ち等、柱脚部を拘束するものではない。	□はい
		イ 束石を補修するものではない。	□はい
□	⑫土壁の修繕又は新設	ア 次のいずれかに該当するものである。 □ 劣化した土壁について、中塗りまで落とし塗り直して修繕するもので、部分的な剥落箇所等のみを塗り直すものではない。 □ 出隅部分や4分割法における側端部分（※）に概ね鈎合いよく土壁を設置するものである（耐震診断に基づき、地震に対する安全性を向上させるよう土壁を有効に設置する場合はこの限りでない）。	□はい
		イ 下地を合板やシート材、筋交い等で改修するものではない。	□はい
□	⑬屋根の軽量化	ア 次のいずれかに該当するものである（チェックしてください）。 □ 非常に重い屋根（土葺瓦）から重い屋根（棧瓦葺等）への葺き替え □ 非常に重い屋根（土葺瓦）から軽い屋根（金属板等）への葺き替え □ 重い屋根（棧瓦葺等）から軽い屋根（金属板等）への葺き替え	□はい
		イ 下屋を含めた屋根全て（庇は除く。）を軽量化するものである。 下屋について⇒ □ 今回軽量化する □ 既に軽量化済み □ 下屋なし	□はい
□	⑭屋根構面又は2階床組若しくは小屋組の水平構面の強化・補修	ア 1階の床組を対象に含めていない（対象部位をチェックしてください）。 □ 屋根構面 □ 2階床組の水平構面 □ 小屋組の水平構面	□はい
		イ 屋根構面、水平構面の強化・補修は次のいずれかによるものである（チェックしてください）。 □ 構造用合板 □杉板等 □火打ち梁（屋根構面には使えません。）	□はい
□	⑮柱脚部への足固め、根がらみの設置	ア 構造耐力上主要な部分である柱の脚部どうしをつなぐものである。	□はい
		イ 束のみをつなぐものではない。	□はい
		ウ 大引等により柱脚部が既に安定している箇所に設置するものではない。	□はい
□	⑯シェルターの設置	ア 住宅の主たる居住空間（居間等）にシェルターを設置するものである。	□はい
		イ 第三者機関等により認められたシェルターを設置するものである。	□はい
		ウ シェルターを設置しても、採光、通風、天井高さ等の居室の環境は著しく損なわない。	□はい
		エ 耐震ベッドの設置ではない。	□はい
□	⑰外壁等の劣化部分の修繕	ア ⑨から⑯までのいずれかのメニューと併せて行う。	□はい
□	⑱土管の撤去	ア ⑨、⑪又は⑮のいずれかのメニューと併せて行う。	□はい
□	⑲防蟻処理	ア ⑨、⑪又は⑮のいずれかのメニューと併せて行う。	□はい

※「4分割法における側端部分」とは、建築物の全長を4分割した際の端の部分进行う。